

みんなの声

家入町長

子育てに関する長年の経験と、研修で得た新たな知識と情熱をもって、健康に気をつけて頑張ってください。

保育士

少人数なのできめ細やかな保育ができ、一人一人に応じた対応ができます。時間に流されず、子どもに合わせたペースで保育ができ、保育士も気持ちに余裕が持てます。

地域住民

近所に子どもの声がして賑やかになりました。子どもたちと関わるのを楽しみにしているので、いつでも声をかけて遊びに来てほしいです。

支援者

支援者として、連携保育所「大津保育園」と「ぴちゅ」[みんなのおうち]を訪問しています。それぞれ特色のある保育を見るのも楽しみです。子どもたちの健やかな成長を見守り支援していきます。

保護者

少人数で保育者の数もゆとりがあるので、一人一人に十分かわってもらえてありがたいです。おしゃべりも上手になり、トイレも進んで行ってくれるようになり嬉しいです。

子育て支援課

経験豊富な保育士がこの事業を支えています。

保育室ではこんなことをやっています！



←保育室でのお外あそびの様子や給食時間の様子などを掲示板で紹介しています



↑連携保育所での初めての合同保育

←年に2回、健康診断を大津保育園で実施しています

家庭的保育事業保育料表（給食費・延長保育料別途）

各月初日の入所児童が属する世帯の階層区分		家庭的保育事業保育料	
階層区分	定義		
第1	生活保護法による被保護世帯	0円	
第2	前年分所得税（注1）がなく、前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯（第1・第5～第11階層以外）	市町村民税非課税	5,000円
第3		均等割額のみ	9,000円
第4		所得割額がある	11,000円
第5		7,000円未満	14,000円
第6		7,000円以上 40,000円未満	18,000円
第7		40,000円以上 63,000円未満	21,000円
第8		63,000円以上 103,000円未満	25,000円
第9		103,000円以上 413,000円未満	26,000円
第10		413,000円以上 734,000円未満	27,000円
第11		734,000円以上	28,000円

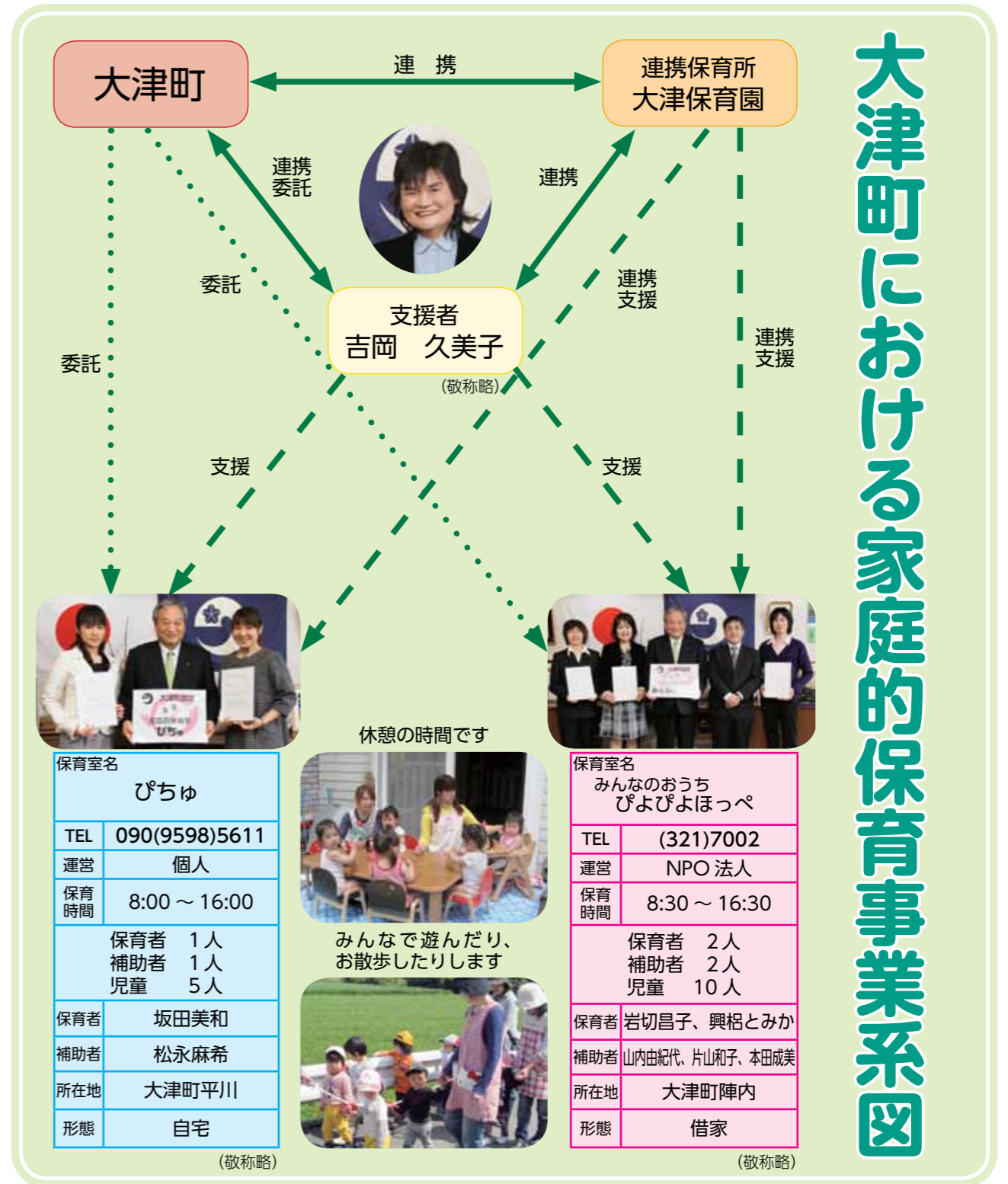
（注1）所得税の額は、住宅取得控除などの前の額が適用されます。

※詳細については、保育所徴収基準に準じます。

※月額給食費は、5,000円程度です。

申し込み・問い合わせ 役場子育て支援課 ☎（293）5981

大津町における家庭的保育事業系図



家庭的保育事業の概要	
対象児童	町内に住む生後おおむね6カ月から3歳までの乳幼児で、保護者の仕事などで家庭での保育が困難と町が認める子ども（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の3月末日まで）。
定員	保育者と補助者2人で、子ども5人まで。
保育日時	月曜～金曜の昼間8時間（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み。延長保育あり）。
保育形態	保育者が補助者と2人以上で保育し、給食も調理し提供します。給食費として、1カ月5,000円程度の実費負担があります。
保育料	保護者の所得に応じて、保育料を家庭的保育者に直接支払います（詳しくは保育料表のとおり）。給食費、延長保育料は別途料金。オムツ、ミルクは各自持参となります。